

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、水利使用規則（〇〇事業）で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

【備考】

水利使用規則が定められていない場合は、「水利使用規則（〇〇事業）で定める範囲内において、」を削除すること。なお、複数の水利使用規則がある場合は、水利使用規則ごとに規程を作成できるものとする。

第4条 耕作者等は、水利使用規則（〇〇事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

【備考】

水利使用規則が定められていない場合は、「水利使用規則（〇〇事業）に定めるもののほか」を削除すること。

(用排水調整委員会)

第5条 用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- 一 配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申。
- 二 用水期間中の利水の調整に関すること。
- 三 その他の事項。

【備考】

用排水調整委員会を設置していない場合は、本条を削除し、以下、「用排水調整委員会」を「理事会」に改めるなど必要な修正を加えること。

第6条 用排水調整委員会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

2 理事会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を1名選任し、用排水調整委員会に報告する。

【備考】

設定する配水ブロックがない場合は、本条を削除すること。

第2章 配水計画

（配水計画）

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

【備考】

用排水調整委員会が設置されていない場合は、本項中「配水計画を定めるものとする」を「〇月末日までに配水計画を定めるものとする」と改めること。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 配水ブロックへの配水量及び配水期間
- 三 その他必要な事項

【備考】

土地改良区の配水管理の実情に応じて、配水計画に定める事項を記載すること。

- ① 配水ブロックがない場合は、「配水ブロックへの配水量及び配水期間」を削除等すること。
- ② 配水量や配水期間を定めない場合は、「配水ブロックへの配水量及び配水期間」を「配水ブロックへの配水方法」等に改めること。

（諮問及び答申）

第8条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、〇月末日までに用排水調整委員会に諮問しなければならない。

2 用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて、〇月末日までに答申するものとする。

【備考】

用排水調整委員会を設置していない場合は、本条を削除すること。

(意見聴取)

第9条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、○月末日までに、配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2 配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

【備考】

① 用排水調整委員会を設置していない場合は、「用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり」を「理事会は、配水計画の策定に当たり」と改めること。

② 配水ブロックがない場合は、本条を次のように改めること。

第9条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、○月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

また、他の土地改良区等が地区内全体の用水配分を行っており、意見を聴取する対象が当該土地改良区等のみの場合は、上記の「耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。」を「○○土地改良区から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。」のように改めること。

(協議)

第10条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

① 土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

- ② 他の土地改良区等が地区内全体の用水配分を行っている等の場合は、本条中「組合員に周知」を「組合員に周知するとともに、〇〇土地改良区に通知」のように改めること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第12条 渇水時等における通水制限等については、用排水調整委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

【備考】

- ① 用排水調整委員会を設置していない場合は、本条を次のように改めること。
第12条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。
- ② 他の土地改良区等が地区内全体の用水配分を行っている等の場合は、「用排水調整委員会に諮った上で」を「〇〇土地改良区に諮った上で」に、「後日用排水調整委員会に報告」を「速やかに〇〇土地改良区に通知」と改めること。

(問合せ先)

第13条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

2 配水ブロックの代表者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、用排水調整委員会に報告するものとする。

【備考】

- ① 配水ブロックが設置されていない場合は、本条第1項中「配水ブロックの代表者」を「事務局」等と改め、第2項を削除すること。
- ② 他の土地改良区等が地区内全体の用水配分を行っている等の場合は、本条第1項中「配水ブロックの代表者」を「〇〇土地改良区の定める連絡先」のように改め、第2項を削除すること。

附 則 (〇年〇月〇日議決)

この規程は、〇年〇月〇日から施行する。